

戸隠地区自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、戸隠地区自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、戸隠支所及び戸隠地区住民自治協議会で構成する。

(目的)

第3条 協議会は、自主防災組織の育成強化の推進と、戸隠地区住民が隣保協同の精神に基づき、相互の連携を執りながら各種訓練を実施するとともに、災害発生時の被害軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 協議会は、単位自主防災組織の会長（以下「会員」という。）をもって構成する。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (2) 訓練及び災害時の応援等に関すること。
- (3) その他、目的を達するために必要な事業

(役員)

第6条 協議会に、会長1名、副会長1名の役員を置き、副会長は会計を兼務する。

(役員を選出)

第7条 役員は、会員の中から選出し、総会の承認を受けるものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、協議会の会計処理を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会及び臨時会とする。

(総会等)

第11条 総会は、毎年度1回開催する。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時会を開催することができる。

- 2 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること

(3) 規約の承認に関すること

(4) その他必要とみとめること

4 会議は、会員の半数以上の出席により成立する。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(防災指導員)

第12条 各自主防災組織で選任された防災指導員は、協議会が主催する訓練等において企画、立案及び指導など積極的に参加するものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月8日から施行する。